

# 大分県報

平成三十年  
第二九四九号  
一月十六日

（火曜日）

## 目次

### 告示

知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（二件）	一
生活保護法による施術者（開設者である施術者）の指定	一
生活保護法による施術者（開設者でない施術者）の指定	二
救急病院等の認定	二
身体障害者福祉法による医師の指定	二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	二
青少年に有害な興行の指定	三
道路区域の変更	三
教育委員会告示	三
教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定	三
公告	三
特定計量器定期検査の実施	四
落札者等の公示	四

### ○告示

#### 大分県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
平成三十年一月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

公の施設の名称

指定管理者

期間

指定年月日

平成三十年一月十六日

大分県報（告示）

一

大分県立総合文化センター  
大分県立美術館

大分市高砂町二番三十三号  
公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団  
理事長 佐藤 禎一

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

平成二十九年十二月二十八日

#### 大分県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
平成三十年一月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

公の施設の名称

指定管理者

期間

指定年月日

大分県リバーパーク犬飼

豊後大野市三重町市場千二百番地  
豊後大野市  
豊後大野市長  
川野 文敏

平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

平成二十九年十二月二十八日

大洲総合運動公園

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号  
ファビルス・プランニング  
大分共同事業体  
代表者  
株式会社ファビルス  
代表取締役  
野田 太

平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

平成二十九年十二月二十八日

#### 大分県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。  
平成三十年一月十六日

大分県知事 広 瀬 貞		大分県知事 広 瀬 貞	
施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
砂川 達 耶	すながわ柔道整復院	杵築市大字相原二八六一―一	平二九・四・一七
國見 勇 希	くのみ整骨院	佐伯市大字池田字大エゴ二〇六四	平二九・四・二〇
立石 洋 樹	樹整骨院	別府市田の湯町三一―一第三塩屋コーポ一F	平二九・五・一七
嶋 澤 康	はじめ整骨院	中津市大字大塚五三九―四	平二九・九・一
安部 聖 子	あべしょう整骨院	別府市餅ヶ浜町五―二五浦松第六ビル一F	平二九・一・三〇

大分県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

平成三十年一月十六日

大分県知事 広 瀬 貞

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
橋本 聖 史	別府市末広町九―一四	平二九・四・二六
北代 大 貴	豊後大野市三重町秋葉二〇六二	平二九・五・二五
佐矢本 弘 志	中津市大字中殿五〇〇―一トランキール二〇一	平二九・九・一
前田 宗 男	佐伯市大字稲垣四四六―三	平二九・一〇・三〇
飯田 里 華	中津市大字上宮永一〇四―一	平二九・一一・七

大分県告示第 号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊によ

り搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成三十年一月十六日

大分県知事 広 瀬 貞

救急病院・救急診療所の別	名 称	所在地	認 定 期 間
救急病院	永富記念病院	大分市大字玉沢七八番地	平三〇・一・一から 平三二・一二・三―まで
救急病院	川島整形外科病院	中津市大字宮夫一七番地	平三〇・一・二から 平三三・一・一―まで

大分県告示第十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

平成三十年一月十六日

大分県知事 広 瀬 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
肢体不自由	石井 聡 大	医療法人秋水堂 若宮病院 日田市南元町六一―四一	平二九・一二・二一

大分県告示第十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年一月十六日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十九年十二月二十七日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 さがのせきまちづくり協議会
- 三 代表者の氏名  
渡 辺 修

<p>四 主たる事務所の所在地 大分市大字佐賀関九百六十六番地の五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域の特性を活かした各種産業の振興をはじめ、文化、歴史、伝統の承継や都市住民との観光等による交流の拡大、自治活動への支援、時代を担う地域をリードする人材の育成、また地域活性化のための祭事やイベント等への助成及び支援に関する事業を行うことにより、元気のある旧佐賀関町を創出し、地域住民の暮らしを豊かにすることを目的とする。</p> <p>六 定款変更の内容 活動の種類の変更 事業の変更 会員に関する事項の変更 役員に関する事項の変更 会議に関する事項の変更 資産及び会計に関する事項の変更 定款の変更に関する事項の変更 公告の方法の変更</p>	<p>大分県告示第十五号</p> <p>次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。</p> <p>平成三十年一月十六日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>	<p>指定年月日 平二九・一二・二七</p> <p>種類 映画</p> <p>題名 萌え盛るアイドル エクスタシーで犯れ！ 巨乳OLと美乳人妻 ～北へ向かう女たち～</p> <p>制作社名 又は配給社名 オーピー映画 オーピー映画</p> <p>指定理由 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。</p>										
<p>大分県告示第十六号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成三十年一月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十年一月十六日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>	<table border="1"> <tr> <td>道路の種類及び路線名</td> <td>区間</td> <td>区域変更前後別</td> <td>敷地の幅員</td> <td>延長</td> </tr> <tr> <td>那井杵築線</td> <td>速見郡日出町大字川崎字射場五〇二九番一から速見郡日出町大字川崎字大峰二六六九番一地先まで</td> <td>前 後</td> <td>三〇・六メートル 九・二メートル</td> <td>九三八・五メートル</td> </tr> </table>	道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	那井杵築線	速見郡日出町大字川崎字射場五〇二九番一から速見郡日出町大字川崎字大峰二六六九番一地先まで	前 後	三〇・六メートル 九・二メートル	九三八・五メートル	<p>○教育委員会告示</p> <p>大分県教育委員会告示第一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。</p> <p>平成三十年一月十六日</p>
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長								
那井杵築線	速見郡日出町大字川崎字射場五〇二九番一から速見郡日出町大字川崎字大峰二六六九番一地先まで	前 後	三〇・六メートル 九・二メートル	九三八・五メートル								

平成三十年一月十六日

大分県報（告示・教育委員会告示）

平成三十年一月十六日

大分県報（教育委員会告示・公告）

四

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
大分県立総合体育館	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号 ファビルス・プランニング 大分共同事業体 代表者 株式会社ファビルス 代表取締役 野田 太	平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成二十九年十二月二十八日

### ○公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

平成三十年一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域	実施の期日	実施の場所
豊後大野市	平三〇・四・一六から 平三〇・七・一七まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	特定計量器の所在場所
日田市	平三〇・五・一一から 平三〇・八・一〇まで	"
臼杵市	平三〇・六・二一から 平三〇・九・二〇まで	"
玖珠町	平三〇・七・四から 平三〇・一〇・三まで	"
九重町	平三〇・七・九から 平三〇・一〇・九まで	"
佐伯市	平三〇・九・三から 平三〇・一二・三まで	"

実施の区域	実施の期日	実施の場所
津久見市	平三〇・一〇・二から 平三一・一・四まで （日曜日、土曜日及び祝日等を除く。）	"
竹田市	平三〇・一〇・二二から 平三一・一・二二まで （"）	"
実施の区域	実施の期日	実施の場所
豊後大野市	平三〇・四・一六から 平三〇・四・二〇まで	豊後大野市役所
日田市	平三〇・五・一一から 平三〇・五・三一まで （日曜日及び土曜日を除く。）	日田市役所
臼杵市	平三〇・六・二一から 平三〇・六・二七まで （日曜日及び土曜日を除く。）	臼杵市役所
玖珠町	平三〇・七・四から 平三〇・七・六まで	玖珠町役場
九重町	平三〇・七・九から 平三〇・七・一一まで	九重町役場
佐伯市	平三〇・九・三から 平三〇・九・二一まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	佐伯市役所
津久見市	平三〇・一〇・二から 平三〇・一〇・五まで	津久見市役所
竹田市	平三〇・一〇・二二から 平三〇・一〇・二六まで	竹田市役所

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る役務の名称  
複写サービス等の提供業務
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県商工労働部情報政策課  
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日

四 落成者の氏名及び住所

平成二十九年十二月五日

複写第一号

キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 池田俊明

福岡県福岡市博多区綱場町四番一号 福岡RDビル

複写第二号

キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 池田俊明

福岡県福岡市博多区綱場町四番一号 福岡RDビル

複写第三号

キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 池田俊明

福岡県福岡市博多区綱場町四番一号 福岡RDビル

複写第四号

キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 池田俊明

福岡県福岡市博多区綱場町四番一号 福岡RDビル

複写第五号

富士ゼロックス株式会社大分営業所 所長 高橋 浩

大分市都町一丁目一番二十三号

複写第六号

キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 池田俊明

福岡県福岡市博多区綱場町四番一号 福岡RDビル

複写第七号

富士ゼロックス株式会社大分営業所 所長 高橋 浩

大分市都町一丁目一番二十三号

カラー複写第一号

キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 池田俊明

福岡県福岡市博多区綱場町四番一号 福岡RDビル

カラー複写第二号

株式会社古城 代表取締役 古城 一

大分市長浜町一丁目二番一号

カラー複写第三号

株式会社古城 代表取締役 古城 一

大分市長浜町一丁目二番一号

五 落札金額

複写第一号

モノクロ 四十八銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

複写第二号

モノクロ 四十一銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

複写第三号

モノクロ 五十二銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

複写第四号

モノクロ 七十七銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

複写第五号

モノクロ 八十七銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

複写第六号

モノクロ 八十八銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

複写第七号

モノクロ 九十六銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

カラー複写第一号

モノクロ 三十二銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

カラー 三円二銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

カラー複写第二号

モノクロ 五十九銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

カラー 四円八十六銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

カラー複写第三号

モノクロ 六十三銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

カラー 四円八十六銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 一般競争入札

契約の相手方を決定した手続

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年十月二十四日